

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	朴 仁淑 (ばく いんすく)
○学位の種類	博士 (社会学)
○授与番号	甲 第1080号
○授与年月日	2016年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	韓国の大都市に住む低所得高齢者の生活困難と生活不安 —不安定就労と居住の不安定性の視点から—
○審査委員	(主査) 小川 栄二 (立命館大学産業社会学部教授) 石倉 康次 (立命館大学産業社会学部教授) 唐鎌 直義 (立命館大学産業社会学部教授) 申 光榮 (立命館大学産業社会学部客員教授)

### <論文の内容の要旨>

#### 1. 本論文の構成

韓国の大都市には、近年なお古紙、廃品回収などのわずかな稼働収入や就労支援事業の不安定な収入を生計の糧にしている低所得「不安定就労」の高齢者がおり、その中には日本の植民地であった時代に生まれた後期高齢者が少なからず存在していることは、すでに知られている。その高齢者たちは同時に、居住の困難に見舞われ、環境の悪い半地下の住宅などに住むことを余儀なくされているが、さらに借家制度の変容が居住の不安定性を助長している。本論はこの事実に着目し、「韓国の大都市に住む低所得高齢者の生活困難と生活不安」の生成を、不安定就労と居住の不安定性の視点から解明したものである。

#### 序章

##### 第1節 研究の背景

##### 第2節 研究の目的と方法

##### 第3節 先行研究

##### 第4節 本論文の構成第

#### 第1章 現低所得高齢者世代の生活困難の歴史的背景(1)

##### —産業化以前の農民・労働者の生活状態と社会政策の展開

##### 第1節 問題の提起

##### 第2節 生育環境としての植民地期状況と不安定就労・居住の不安定性

##### 第3節 1945年から1961年の政治混乱期における不安定就労と居住不安定の実態

第4節	まとめ
第2章	現低所得高齢者世代の生活困難の歴史的背景(2)
	—産業化時期からの不安定就労と居住不安定の実態
第1節	問題の提起
第2節	軍事政権期における不安定就労と居住不安定の実態
第3節	1987年以降の労働者状況
第4節	不安定就労者の労働生活と生活実態の変貌
第5節	1987年以降の低所得者住宅政策と居住の不安定性
第6節	1987年以降の諸政策の展開とその特徴
第7節	まとめ
第3章	低所得高齢者生活実態調査からみる生活困難と生活不安
第1節	問題の提起
第2節	調査の目的・調査地域・調査方法・倫理的配慮
第3節	回答者の基本属性・生活環境
第4節	低所得高齢者の労働問題の現状
第5節	低所得高齢者の居住問題の現状
第6節	低所得高齢者の生活状態
第7節	まとめ
第4章	低所得高齢者の生活史調査からみる不安定就労と居住の不安定性
第1節	問題の提起
第2節	調査目的・調査方法・倫理的配慮・基本属性と生活歴の概要
第3節	生活歴調査対象者の生育環境と歴史的背景
	—後期高齢者世代の不安定就労と生活困難の背景
第4節	生活史からみる不安定就労の考察
第5節	生活史からみる居住不安定の実態と住居環境悪化の現状
第6節	まとめ
終章	
第1節	低所得高齢者の不安定就労と居住の不安定性の歴史的背景
第2節	低所得高齢者の生活実態調査と生活史調査でみえてきたもの
第3節	低所得高齢者の安定した生活を支えるための提言
第4節	今後の課題

## 2. 各章の概要

序章において著者は以下のように述べている。本研究の特徴は、一般には高齢者の貧困は低水準の老後所得保障と家族扶養機能の弱体化がその原因とされているが、今日の高齢者の貧困問題、居住問題について、高齢期以前からの生活史に着目した点にある。研究目

的は、①生活困難の背景にある社会的経済状態の変化、②生活困難の創出過程における生活歴と生活実態の解明、③「不安定就労と居住の不安定性」の問題が低所得高齢者の貧困創出過程に与えた影響、④現在の生活への影響、である。研究の方法は、先行研究をふまえ、大都市の高齢者生活実態調査と高齢者生活史調査に基づく実証的研究である。

研究にあたっては日本の貧困研究、不安定就労研究、居住の不安定性に関する研究を踏まえている。具体的には、「不安定就業者の概念と範囲」について江口英一、加藤佑治、ユン・ジンホらの研究をふまえ、本論文で取り上げる不安定就労者は、「植民地期から軍事政権期にかけての工場労働者、日雇労働者、家政婦、行商・露天商、掃除員、飲食・宿泊業の労働者、従業員5人未満の零細事業所の労働者」と規定し、「不安定就労」という概念を用いている。「居住」と「住居」の問題では、西島芳子の見解に従い「居住の不安定」という概念を用いるとし、韓国での研究動向、借家方式の変容等を紹介している。高齢者の貧困・低所得高齢者の生活史研究については、日本・韓国の研究から得た知見をもとにし、韓国における高齢者の生活実態研究についても、主だった調査を紹介している。

第1章では、現在の低所得高齢者世代の生活困難の歴史的背景の(1)として、1960年代の農民移動以前の農民・労働者の生活状態と社会政策の展開をとりあげている。

はじめに、問題提起として、植民地期、朝鮮戦争期、軍事政権期など当時の社会状況を説明し、農民移動が本格的に始まる前の農村の実態と労働者の状況を紹介している。ここでは、植民地期の過酷な小作制度、強制供出などによる貧農の多発、「土幕民」、「火田民」、日本や「満州」などへ移住という、産業化以前の農民移動と不良住宅、都市労働者の過酷・劣悪な労働生活、不安定就労者の労働状況が明らかにされる。その上で、植民地期における離農し都市に移動した、都市貧困層の「土幕」といった劣悪な居住環境と居住の不安定性、植民地期の朝鮮人の制度教育からの排除＝不就学・中途退学による非識字、などその後の「不安定化」につながる要因を説明している。さらに朝鮮戦争期、軍事政権期の政治混乱期における都市労働者の状態と居住の不安定性を述べた上で、現高齢者世代が植民地期に置かれた社会的経済的背景が生育環境を決め、それがその後の就労機会を狭め、朝鮮戦争、政治混乱期を経て、現高齢者世代の不安定就労を固定化させる要因になったと、とまとめている。

第2章では、現低所得高齢者世代の生活困難の歴史的背景の(2)として、1960年代・産業化時期以降の不安定就労と居住不安定の実態を次のように取り上げている。

まず第1は、産業化時期以降の次のような経緯である。それは、①朴正熙軍事政権期の経済開発5ヶ年計画の実施は高い経済成長を遂げたが、その経済成長は、低賃金労働力に支えられていたこと、②「6月民主抗争」と「労働者大闘争」を前後して、労働政策、社会保障政策（最低賃金制、国民年金実施、医療保険の適用対象の拡大など）、住宅政策の各分野で進展はあったこと、③しかし「IMF経済危機」（1997）以降の景気悪化による大量の

失業、社会保障の低水準と脆弱性、家族扶養の低減などにより、高齢者の貧困問題が深刻になったこと、などの内容である。

第 2 は、軍事政権期の次のような労働と生活の不安定な実態である。それは、①低穀物価格政策による農民の貧困と都市流入及び都市貧困層の悲惨な生活、②軍事政権による労働者の権利の剥奪と「飢餓的低賃金」、劣悪な労働環境、③パンジャクションの乱立と放置、パンジャクションの移住政策、④首都圏の住宅価格高騰のもとでの地下住居、「タクチャンブ」「ボルチブ」のような不良住宅の増加という居住問題、⑤極めて水準の低い生活保護制度の施行（1961 年）、⑥少ない就労日数による不安定な収入と低賃金の就労支援事業、などである。

第 3 は 1987 年（「民主化宣言」）以降の労働者状況についてである。それは、①「労働者大闘争」以降の一定部分の賃金上昇、②IMF 経済危機以降の非正規労働者の急増、③正規労働者と非正規労働者の格差の拡大などについてである。

第 4 は、不安定就労者の労働生活と生活実態の変貌についてである。それは、①日雇労働者、人夫の状況と寄せ場（被服工場のミシン工、中華料理屋の従業員なども含む）の労働者、②不安定な行商と露天商（参入と退出も多く不安定）、③不安定で劣悪な処遇の家政婦と派出婦（家事使用人）、④小規模サービス業従事者、特に飲食店労働者（長時間・低賃金で劣悪な労働環境と低い社会保障水準）などの状態についてである。

第 5 は、1987 年以降の低所得者住宅政策と居住の不安定性についてである。それは、①低所得層と無住宅者向けの永久賃貸住宅の建設と中断、失業対策事業との関連など、②低金利が原因のチョンセからウォルセへの借家慣行の変貌が低所得層の生活に深刻な影響をもたらし、「チョクバン」、「旅館」、「考試院（코시원）」などの「非住宅居住」が広がっていること、などについてである。

第 6 は、1987 年以降の諸政策の展開とその特徴についてである。それは、①1987 年以降の社会保障政策の問題、中でも国民年金制度の低い加入率や無年金問題、国民基礎生活保障制度（公的扶助）の扶養義務者規定と住居給付の問題 ②1987 年以降の高齢者基礎年金制度、高齢者就労支援事業、老人長期療養保険（介護保険）の現状と問題点である。

第 3 章は、著者が 2012 年に行った低所得高齢者調査の内容である。

調査対象は、ソウル市と仁川市の一般住宅地域、永久賃貸住宅地域に所在する社会福祉機関で、一定所得以下の高齢者を対象とする事業（無料給食、高齢者就労支援事業、独居高齢者支援事業など）を利用する 65 歳以上の 216 人である。調査方法は、調査対象者の識字率が低いことから、質問紙による面接調査である。性別は、男性 13.9%、女性 86.1%、国民基礎生活保障受給者は 54%、現在廃止されている人は 17%である。

明らかになった第 1 は、①高い離婚率、低学歴と低識字、多い地方出身者、最初から不安定な職業に就いていること、上京時年齢が 30 歳代以上が多いことなど、②貧困の世代連鎖の傾向があり、家族関係の断絶、社会的孤立の状況にある人が少なくないこと、③介護

サービスの認知度が低いこと、④食生活の多くを公的・私的支援に依存していること、などである。

第 2 は、①低所得高齢者は、長年不安定な仕事に就いており、現在でも高齢者就労支援事業、古紙収集といった不安定で低収入の仕事が続いていること、②この不安定就労は扶養義務者規定により基礎生活保障を受けられない高齢者の収入源となっていること（古紙収集経験がある高齢者 42 人のうち 57%が現在も古紙収集を続けている）、などである。

第 3 は、居住問題についてであり、①地下住居、撤去地域の居住、旅館居住などの事例が把握されたこと、②借家慣行の移行により低所得者の居住不安定が増大していること、③住宅賃貸借保護法、国民基礎生活保障制度の住宅給付（住宅扶助）が必ずしも現状を反映していないこと、③永久賃貸住宅の建設中止以降、低所得者向けの賃貸住宅政策の拡大が求められていること、などである。

第 4 は、生活状態についてであり、いくつか特徴的なものを挙げれば、①生計の負担となっている支出項目は、住居費、食費、医療費、②国民基礎生活保障を廃止又は減額された理由は、扶養義務者の理由（扶養義務者の所得や財産が増えて）は 88.9%、③生活困難経験中「お金がなくて、冬に暖房ができなかったことがある」31.4%、などである。

第 4 章の位置づけは、前章の高齢者生活実態調査で明らかにできなかった歴史的過程と個人の経験の関連性を明らかにすることであり、前回調査の機関の利用者で協力を得られた 10 人の低所得高齢者に、半構造化面接による丹念な聞き取りを行ったものである。男性からは協力が得にくく 1 人にとどまった。対象者全員が一人暮らしで、機関からの支援（敬老食堂利用、おかず配食など無料給食支援）を受けており、9 人が国民基礎生活保障を受給している。それらは、前章の 216 人の高齢者と共通の特徴を持つ高齢者である。インタビュー結果はリアリティある豊富な自由回答として紹介されているが、ここでは概要を以下に記す。

第 1 は、生育環境についてであり、①植民地期朝鮮農村の実態と子ども期の生活困難と家庭環境は、貧農のため早くから働かざるを得ない状況であったこと、②中途退学者・未就学者が大半で非識字の人も 4 人おり、低学歴は就労機会の排除につながっていること、などが述べられている。

第 2 は、貧困な出自と高齢期前から高齢期後に引き継がれる貧困・不安定就労についてであり、①上京前の農村での貧困（零細小作農、農業賃金労働者）と、産業化が始まった 1960 年代以降 30 歳代～50 歳代での上京、②上京後も低学歴と未熟練のため、行商、露天商、家政婦、不安定な低賃金・長時間労働に従事していること、③高齢期前の不安定・低収入労働は社会保障給付の格差として引き継がれ、高齢期に不安定就労が引き継がれたこと、などが述べられている。

第 3 は、貧困な出自と居住不安定・住居環境悪化である。上京時からあった住み込みなどの居住不安定、チョンセからウォルセへの借家慣行の変化、家賃上昇によるやむを得ない移動、居住不安定が聞き取りからも明らかとなった。また必修的設備条件を満たさず、

半地下、水漏れ、カビなど住居環境が悪い例は少なくなかった。大半が貧農出身で、上京時から住み込み、親戚に身を寄せるなど、不安定就労と居住不安定の関連は生活史を通して明らかにされている。

終章では、以上を総括し、以下の点を総括的に述べている。

第 1 は、植民地期から現在に至るまでの社会的経済的状況、不安定就労の実態、居住の不安定性の持続、低水準の社会保障諸政策、は低所得高齢者の生活困難を固定化させ、その困難が今日にも続いていること。

第 2 は、生活実態調査と生活史調査で見えたこととして、①不安定就労と居住の不安定性との関連と、低所得高齢者の生涯を通じて不安定就労と居住の不安定性の継続化、固定化、②基礎生活保障の打ち切り、不安定・低収入の高齢者就労支援事業の不安、前述の居住への不安、といった生活不安が現在も続いていること。

第 3 は、以上に基づいた、著者の低所得高齢者の安定した生活を支えるための提案を行っていることで、それは以下の 4 点である。

- ①公的所得保障制度の改善が必要なこと。
- ②低所得者高齢者に居住の安定性を保障する住宅政策が必要なこと。
- ③低所得高齢者政策の、狭い支援の範囲、低い支援水準、制度の複雑な体系の改善。
- ④支援政策の実施において、正しい情報提供、低学歴・非識字など現在の低所得高齢者の特徴を配慮した情報提供。

以上である。

#### <論文審査の結果の要旨>

(1)本論は、韓国の大都市における高齢者の貧困問題を検討するにあたり、朝鮮の社会変動について、日本の植民地期にまで遡り、以降、アメリカ統治期、朝鮮戦争期、軍事政権期、IMF 経済危機以降の各時期の過酷な農村の実態、都市労働者の状態を総体的に押さえており、高齢者の貧困を浮き彫りにするための、時代背景を明確に描き出している点が高く評価できる。また、日本においてはまだ十分に知られていない、植民地期における、小作料の値上げ、小作権の剥奪、強制供出などの搾取・収奪による春窮期の絶糧状況、高利債の「長利穀」などの過酷な零細農の実態、貧困の固定化の出発点となる子どもの制度教育からの排除、都市労働者の長時間、低賃金労働と抑圧などを具体的に紹介したことは高く評価される。

(2)韓国の大都市の貧困高齢者の生活実態を社会調査を通じて実証的に明らかにし、いわゆる「停滞的過剰人口」に該当する貧困高齢者の沈殿している実態を明らかにしており、貴重である。また、都市の「不良住宅」「非住宅居住」という劣悪な居住環境、チョンセからウォルセへの借家慣行、居住費の高騰による移動などの不安定居住の事態を具体的に示し、その要因となっている、社会経済状態を説明していることは貴重である。そして低所

得と住宅問題とを結合させ、我々に不安定就労と不安定居住という二つの不安定性の関連、その生成の実態、そして高齢期にいたるまでの「固定化」傾向を示しており、高く評価できる。

(3)高齢者生活実態調査では、把握・接触が困難な低所得高齢者を、福祉の協力を得て、低所得者施策利用者という側面からアプローチし、非識字の人も少なくないことから、他記式の質問紙法により綿密な調査を実施している。その結果、今まで明らかにされなかった低所得高齢者の生活状態が明らかにされた。それは貧困のために通院できなかった人の高い割合、無料給食サービスへの依存など食生活の困難、親族との接触や相談相手などに見られる孤立傾向、高齢期の就労、古紙回収の経験の高さ、など軽視できない状態である。こうした実態を把握し明らかにしたことは高く評価できる。また、調査の低所得高齢者の大半が貧困な農村の出身であること、農村での貧困な生活、低学歴、都市への流入時の年齢など、高齢期に繋がる高齢期以前の出自を浮かび上がらせたことも高く評価できる。

(4)さらに生活史聞き取り調査はヒューマンな視線にもとづき、生活歴、現在の労働生活と居住生活の貧困のリアリティに溢れた記述が説得的である。また今日なお不安定就労と居住不安定の生活を送っている高齢者について、人々の生涯にわたる生活過程全体に対し包括的に把握できる資料が少ない中で、植民地期の農村の出自、教育からの排除、青年期と壮年期の低賃金労働、現在の老年期の不安定な生活を、一連の生涯過程としてまとめており、高く評価できる。

一方今後の課題も残されている。

その第1は、韓国の社会保障・社会福祉の特徴をさらに明確にすることである。それは、歴代の社会保障政策が、政権の支持基盤を強化するために行われ、格差を作ってきたこと、今日では民間企業による「供給」を国家が管理するという形態となっていること、また低い所得保障が高齢者の低賃金労働奨励策と結びついていることなどの検討である。また、居住政策と居住の最低限を保障する制度政策の検討が必要である。

その第2は、調査の分析についてである。第3章の調査については、一般世帯と調査対象世帯の比較、調査結果の性別、学歴、最終職、収入、住居形態、世帯人員との関係を分析することである。たとえば、不安定就労でも、職種に関して男女差が存在するからである。また、第4章の生活史調査については、上京時期の貧困とその時期における労働政策および住宅政策との関係、不安定就労と不安定居住とが結びつく仕組みについて、一層突っ込んで分析を行うことが必要である。

第3は、低所得高齢者の安定した生活を支えるための提案を、さらに具体的に検討することである。

以上のように、残されている課題がある。しかし、それは本論文の評価をくつがえすものではない。韓国の低所得高齢者の出自―青・壮年期―高齢期について、不安定就労と不安定居住とを結びつけて行った研究はなく、貴重なものである。従って、審査委員会は一致

して、本論文を博士学位を授与するにふさわしいものと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公聴会は、2016年1月28日（木）13時から14時40分まで、産業社会学部大会議室にて行われた。審査委員会は公聴会の質疑応答を踏まえ、各審査委員の意見交換の結果、本博士学位請求論文が、博士を授与するに値するものであると全会一致で判断した。

なお、朴仁淑氏には、学术论文4本（すべて査読あり、うち1本は共著・筆頭著者）、単行本（共著）1冊がある。また、本学位請求論文執筆において扱った韓国語文献はもとより、日本語および英語文献の理解においても優れており、十分な専門知識と、豊かな学識を有するものと、審査委員会は判断した。

以上から、審査委員会は申請者に対し、本学学位規程第18条第1項に基づいて「博士（社会学 立命館大学）」を授与することが適当であると判断する。